

平成16年6月 定例会（第271回）
6月22日

[意見書第七号、障害のある人の働く場と社会参加の実現を求める意見書決議方の動議](#)

↑（クリックで今井光子議員の討論へ移動）

障害のある人の働く場と社会参加の実現を求める意見書（案）

平成十六年

第二百七十一回定例奈良県議会会議録 第五号

六月

平成十六年六月二十二日（火曜日）午後一時四分開議

由本知己・北中路子速記

出席議員（四十七名）

一番	浅川清仁	二番	上村庄三郎
三番	菅野泰功	四番	奥山博康
五番	荻田義雄	六番	田中惟允
七番	藤本昭広	八番	山村幸穂
九番	田中美智子	一〇番	今井光子
一一番	上田 悟	一二番	山本進章
一三番	中野雅史	一四番	笹尾保博
一五番	神田加津代	一六番	森下 豊
一七番	畠 真夕美	一八番	上松正知
一九番	吉川政重	二〇番	高柳忠夫
二一番	井岡正徳	二二番	岩田国夫
二三番	粒谷友示	二四番	鍵田忠兵衛
二五番	中辻寿喜	二六番	安井宏一
二七番	丸野智彦	二八番	辻本黎士
二九番	吉川隆志	三〇番	岩城 明
三一番	田尻 匠	三二番	大保親治
三三番	欠員	三四番	国中憲治
三五番	秋本登志嗣	三六番	小泉米造
三七番	飯田 正	三八番	米田忠則
三九番	松井正剛	四〇番	出口武男
四一番	新谷紘一	四二番	小林 喬
四三番	服部恵竜	四四番	山下 力
四五番	山本保幸	四六番	中村 昭
四七番	梶川虔二	四八番	川口正志

議事日程

一、平成十六年度議案、議第四十三号ないし議第五十二号及び報第一号ないし報第二十一号、平成十五年度議案、報第二十九号及び報第三十号、並びに請願第四号及び請願第五号

一、意見書決議

一、議長の辞職及び同選挙

一、副議長の辞職及び同選挙

一、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の委員長、副委員長及び委員の辞職及び同選任

一、議会運営委員会の閉会中審査事件の上程と同採決

一、議員派遣の件

○議長（米田忠則） これより本日の会議を開きます。
会議時間を午後十二時まで延長します。

○議長（米田忠則） この際、お諮りします。

意見書決議、議長の辞職及び同選挙、副議長の辞職及び同選挙、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の委員長、副委員長及び委員の辞職及び同選任、議会運営委員会の閉会中審査事件の上程と同採決、追加議案の上程と同採決、並びに議員派遣の件を本日の日程に追加することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決めます。

○議長（米田忠則） 次に、平成十六年度議案、議第四十三号ないし議第四十八号及び報第一号ないし報第二十一号、平成十五年度議案、報第二十九号及び報第三十号、並びに請願第五号、及び去る二月定例県議会より継続審査に付されておりました請願第四号を一括議題とします。

まず、所管の常任委員会に付託しました各議案及び請願、並びに二月定例県議会で閉会中の審査事件として議決されました事項に対する審査の経過と結果について、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務警察委員長の報告を求めます。一一十五番神田加津代議員。

◆十五番（神田加津代） （登壇）総務警察委員会のご報告を申し上げます。

去る六月十七日の本会議におきまして、総務警察委員会に付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告申し上げます。

当委員会は、六月十八日に委員会を開催し、付託されました議案十件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、平成十六年度議案、議第四十三号及び報第二十号中・当委員会所管分につきましては、賛成多数で、また、平成十五年度議案、報第二十九号につきましては、全会一致をもちまして、いずれも原案どおり可決または承認することに決しました。

また、平成十六年度議案、報第一号中・当委員会所管分、報第五号ないし報第七号、報第十九号及び報第二十一号中・当委員会所管分並びに平成十五年度議案、報第三十号につきましては、いずれも理事者から詳細な報告を受けたところであります。

以上が、付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、当面する諸問題のうち行財政問題、地域振興対策、警察行政の充実につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第九十九条第六項の規定に基づき議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、総務警察委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（米田忠則） 次に、厚生委員長の報告を求めます。――三十二番大保親治議員。

◆三十二番（大保親治） （登壇）厚生委員会のご報告を申し上げます。

去る六月十七日の本会議におきまして、厚生委員会に付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告申し上げます。

当委員会は、六月十八日に委員会を開催し、付託されました議案八件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、平成十六年度議案、議第四十四号につきましては、賛成多数で、また、平成十六年度議案、議第四十七号については、全会一致をもちまして、いずれも原案どおり可決することに決しました。

また、平成十六年度議案、報第一号中・当委員会所管分、報第二号、報第八号ないし報第十一号につきましては、理事者から詳細な報告を受けました。

以上が、付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、当面する諸問題のうち社会福祉、保健・医療及び生活環境行政の充実につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第九十九条第六項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、厚生委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（米田忠則） 次に、経済労働委員長の報告を求めます。――二十二番岩田国夫議員。

◆二十二番（岩田国夫） （登壇）経済労働委員会のご報告を申し上げます。

去る六月十七日の本会議におきまして、経済労働委員会に付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告申し上げます。

当委員会は、六月十八日に委員会を開催し、付託されました議案七件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、平成十六年度議案、議第四十六号中・当委員会所管分及び報第二十号中・当委員会所管分につきましては、全会一致をもちまして、いずれも原案どおり可決または承認することに決しました。

また、平成十六年度議案、報第一号中・当委員会所管分、報第十二号ないし報第十五号につきましては、いずれも理事者から詳細な報告を受けたところであり、以上が、付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、当面する諸問題のうち最近の経済の動向に対応する県下の農林業並びに商工労働対策につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第九十九条第六項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、経済労働委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（米田忠則） 次に、建設委員長の報告を求めます。――十四番笹尾保博議員。

◆十四番（笹尾保博） （登壇）建設委員会のご報告を申し上げます。

去る六月十七日の本会議におきまして、建設委員会に付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告申し上げます。

当委員会は、六月十八日に委員会を開催し、付託されました議案十件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、平成十六年度議案、議第四十六号中・当委員会所管分、議第四十八号及び報第二十号中・当委員会所管分につきましては、全会一致をもちまして、いずれも原案どおり可決または承認することに決しました。

また、平成十六年度議案、報第一号中・当委員会所管分、報第三号、報第四号、報第十六号ないし報第十八号及び報第二十一号中・当委員会所管分につきましては、理事者から詳細な報告を受けたところであり、以上が付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果であります。

以上が付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、当面する諸問題のうち土木行政及び水道事業の充実につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第九十九条第六項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、建設委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（米田忠則） 次に、文教委員長の報告を求めます。――二十三番粒谷友示議員。

◆二十三番（粒谷友示） （登壇）文教委員会のご報告を申し上げます。

去る六月十七日の本会議におきまして、文教委員会に付託を受けました議案及び請願並びにさきの定例会より継続審査とされておりました請願の調査並びに審査の経過と結果に

つきまして、ご報告申し上げます。当委員会は、六月十八日に委員会を開催し、付託されました議案二件及び請願二件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、平成十六年度議案、議第四十五号につきまして、賛成多数をもちまして、原案どおり可決することに決しました。

また、平成十六年度議案、報第一号中、当委員会所管分につきましては、理事者から詳細な報告を受けたところであります。

次に、請願第五号「『県立高校再編計画』の見直しを求める請願書」につきましては、賛成少数をもちまして不採択とすることに決しました。

また、さきの定例会より継続審査とされておりました請願第四号「高校奨学金制度の改善・充実を求める請願」につきましては、賛成多数をもちまして、引き続き継続審査とすることに決しました。

以上が、付託を受けました議案及び請願の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、当面する諸問題のうち学校教育及び生涯学習の充実振興につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第百九条第六項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、文教委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（米田忠則）委員長報告に対する質疑、討論を省略し、これより採決に入ります。

まず、平成十六年度議案、議第四十三号ないし議第四十五号について、起立により採決します。

以上の議案を、総務警察委員長、厚生委員長、文教委員長報告どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、以上の議案三件については、それぞれ総務警察委員長、厚生委員長、文教委員長報告どおりに決しました。

次に、請願第五号について、起立により採決します。

請願第五号については、文教委員長報告どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、請願第五号については、文教委員長報告どおりに決しました。

次に、請願第四号について、起立により採決します。

請願第四号については、文教委員長報告どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、請願第四号については、文教委員長報告どおりに決しました。

次に、平成十六年度議案、報第二十号について、分割して採決します。

議案のうち、まず「奈良県税条例の一部を改正する条例」について、起立により採決します。

本案を、総務警察委員長報告どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、本件は、総務警察委員長報告どおりに決しました。

お諮りします。

報第二十号のうち「奈良県税条例の一部を改正する条例」を除く二件については、経済労働委員長、建設委員長報告どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認めます。

よって、本件はそれぞれ、経済労働委員長、建設委員長報告どおりに決しました。

お諮りします。

平成十六年度議案、議第四十六号ないし議第四十八号、報第一号ないし報第十九号、報第二十一号、及び平成十五年度議案、報第二十九号、報第三十号、並びに議会閉会中の審査事件については、各常任委員長報告どおりにそれぞれ決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認めます。

よって、それぞれ各常任委員長報告どおりに決しました。

○議長(米田忠則) 次に、二十八番辻本黎士議員より、意見書第四号、警察官の増員に関する意見書決議方の動議が提出されましたので、辻本黎士議員に趣旨弁明を求めます。

――二十八番辻本黎士議員。

◆二十八番(辻本黎士) (登壇) 意見書第四号、警察官の増員に関する意見書(案)につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

意見書第四号

警察官の増員に関する意見書(案)

本県は、法隆寺や東大寺等の世界遺産に代表される歴史的・文化的資源が多く、「国際文化観光・平和県」への着実な進展を目指しているが、治安情勢については、平成十年に刑法犯発生件数が初めて二万件を突破、昨年こそ増加傾向がやや鈍化したものの、最近三年間の平均は三万件を超え、依然厳しい状況にある。

その内容を見ても、企業経営者の反社会的犯罪、模範となるべき人の犯罪、少年犯罪の増加、低年齢化や、来日外国人による犯罪、年少者に対する拉致事件、高齢者を狙った「オレオレ詐欺」など、わが国の社会構造の変質などを反映した新たな脅威が現れている。

また、交通事故情勢については、交通人身事故件数は、昨年、三年ぶりに九千件を下回ったものの、死傷者数は、六年連続で一万人を超え、また、高齢者の死者数は、昨年初めて全体の四割を超えるなど厳しい状況にある。

本県警察では、こうした厳しい治安情勢に対して、治安再生の推進、安全な交通社会の実現に向け、具体的な数値目標を設定し、全警察職員が一丸となって、全力で県民や観光客の安全・安心の確保に努めており、国におかれても、その実情を理解され、四年連続して警察官の増員を認められたところである。

しかしながら、本県警察官一人当たりの人口負担率は、依然として全国平均を大きく上回っており、引き続き第一線の警察官は厳しい勤務を余儀なくされている。

このような厳しい状況に対応し、県民が犯罪や交通事故に遭うこともなく、観光客が安心して観光できるまちづくりのため、「世界に誇る安全安心の奈良県」の創造に向けて一層の体制強化を図ることが望まれる。

よって、国におかれては、このような本県の実情を十分理解いただき、引き続き本県警察官の増員を図られるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十六年六月二十二日

奈良県議会

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（米田忠則） 二十二番岩田国夫議員。

◆二十二番（岩田国夫） ただいま辻本黎士議員から提案されました意見書第四号、警察官の増員に関する意見書案に賛成します。

○議長（米田忠則） 三十一番田尻匠議員。

◆三十一番（田尻匠） ただいま辻本黎士議員から提案をされました意見書第四号、警察官の増員に関する意見書案に賛成をいたします。

○議長（米田忠則） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よって、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第四号については、二十八番辻本黎士議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

○議長（米田忠則） 次に、四十一番新谷紘一議員より、意見書第五号、地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進を求める意見書決議方の動議が提出されましたので、新谷紘一議員に趣旨弁明を求めます。――四十一番新谷紘一議員。

◆四十一番（新谷紘一）（登壇）意見書第五号、地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進を求める意見書につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

意見書第五号

地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進を求める意見書（案）

わが国の森林は、木材の供給はもとより、国土の保全、良質な水を安定的に供給するなど、豊かな国民生活を送る上で欠くことのできない多面的な機能を有している。

特に、近年では、地球温暖化の主たる原因である二酸化炭素の吸収源として重要な役割が期待されている。

地球温暖化防止対策については、京都議定書に定めるわが国の温室効果ガス削減目標六%のうち、三・九%を森林による吸収量で確保することとしており、削減約束の達成には森林の健全な育成が不可欠なものとなっている。

しかしながら、わが国の森林整備を担う林業は、国産材価格の長期的な低迷等により採算性が悪化し、必要な間伐などの手入れや植林がされず、このままでは二酸化炭素の吸収量の確保を含め、森林の有する多面的な機能が大幅に減退する恐れがある。

このため、森林整備に必要な財源を確保し、併せて国産材の利用を推進することにより、森林吸収源対策を着実に進めていくことが極めて重要である。当対策の推進は、林業の活性化を通じて、山村地域の振興にもつながるものである。

よって、国におかれては、森林整備の諸対策を一層充実させ、森林の持つ多面的な機能を高めることと併せ、温暖化対策税の創設とその税を森林整備を推進するための新たな財源として位置づけ、地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進と山村の活性化を図られるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十六年六月二十二日

奈良県議会

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようお願いいたします。

○議長（米田忠則） 六番田中惟允議員。

◆六番（田中惟允） ただいま新谷紘一議員から提出されました意見書第五号、地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進を求める意見書案に賛成します。

○議長（米田忠則） 十八番上松正知議員。

◆十八番（上松正知） ただいま新谷紘一議員から提案されました意見書第五号、地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進を求める意見書案に賛成いたします。

○議長（米田忠則） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よつて、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第五号については、四十一番新谷紘一議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

○議長（米田忠則） 次に、四十七番梶川虔二議員より、意見書第六号、公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保を求める意見書決議方の動議が提出されましたので、梶川虔二議員に趣旨弁明を求めます。――四十七番梶川虔二議員。

◆四十七番（梶川虔二） （登壇）意見書第六号、公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保を求める意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

意見書第六号

公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保を求める意見書（案）

建設業は、全産業の就業者数の約十％を占める六百三十万人の就業者を抱えており、我が国の基幹産業として経済活動と雇用機会の確保に大きく貢献している。

しかしながら、建設業における元請けと下請けという重層的な関係の中で、建設労働者の賃金体系は現在も不安定であり、労働者の生活にも影響を及ぼしている。

すでに国においては、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が制定され、参議院で「地域の雇用と経済を支える優良な中小・中堅建設業の受注機会が確保されるよう配慮するとともに建設労働者の賃金・労働条件の確保が適切に行われるよう努めること」の附帯決議も採択されている。諸外国では、公契約における適正な賃金の支払いを確保する法律、いわゆる「公契約法」の制定が進んでいる。

よつて、国におかれては、公共工事における安全や品質確保を保証するとともに、建設労働者の適正な労働条件を確保するため、次の事項について特段の配慮をされるよう強く要望する。

一 公共工事において、建設労働者の適正な賃金が確保されるよう、「公契約法」の制定について検討すること。

一 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の附帯決議について、実効のある施策を実施すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十六年六月二十二日

奈良県議会

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（米田忠則） 八番山村幸穂議員。

◆八番（山村幸穂） ただいま梶川虔二議員から提案されました意見書第六号、公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保を求める意見書案に賛成します。

○議長（米田忠則） 二十三番粒谷友示議員。

◆二十三番（粒谷友示） ただいま梶川虔二議員から提案されました意見書第六号、公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保を求める意見書案に賛成します。

○議長（米田忠則） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よつて、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第六号については、四十七番梶川虔二議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

○議長（米田忠則） 次に、十番今井光子議員より、意見書第七号、障害のある人の働く場と社会参加の実現を求める意見書決議方の動議が提出されましたので、今井光子議員に趣旨弁明を求めます。――十番今井光子議員。

◆十番（今井光子） （登壇）意見書第七号、障害のある人の働く場と社会参加の実現を求める意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

意見書第七号

障害のある人の働く場と社会参加の実現を求める意見書（案）

障害のある人の「働く場と社会参加」を実現する地域福祉の拠点とされている小規模（福祉）作業所と小規模通所授産施設は、今や全国で六千カ所、県内では五十八カ所を超え、なくてはならない存在となっている。

政府は社会福祉基礎構造改革に関して、「小規模通所授産施設」という新しい制度を創設し、関係者はこれを小規模（福祉）作業所の制度的な発展に道を開いたものとして期待を託した。

しかし、この間の対応は、小規模（福祉）作業所通所授産事業の補助金は、小規模通所授産施設の発足を理由に補助金（年額百十万円）の交付額を削減した。また、二年続けてさらに一割、小規模通所授産施設の補助金の五十万円削減も打ち出している。

政府の新しい障害者基本計画では、地域生活を重視する方針が明確に提示されている。よって、国におかれては、小規模（福祉）作業所と小規模通所授産施設の充実を図るとともに、新たな地域生活支援システムを構築するため、次の事項について実現するよう強く要望する。

- 一 小規模（福祉）作業所への補助金は、削減を中止し、二〇〇二年度水準まで戻すこと。
 - 一 小規模通所授産施設への補助金基準は現行水準を維持すること。
 - 一 小規模通所授産施設の運営法人の設立要件を大幅に緩和すること。
 - 一 小規模（福祉）作業所、小規模通所授産施設の将来像を障害者の地域生活支援システムのなかに明確にするため、法内施設に準じた義務的経費とするための法制化を図ること。
- 以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十六年六月二十二日

奈良県議会

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようお願いいたします。

○議長（米田忠則） 二十番高柳忠夫議員。

◆二十番（高柳忠夫）（登壇）ただいま今井光子議員から提案されました意見書第七号、障害のある人の働く場と社会参加の実現を求める意見書案に賛成します。

○議長（米田忠則） 四十五番山本保幸議員。

◆四十五番（山本保幸） ただいま今井光子議員から提案されました意見書第七号、障害のある人の働く場と社会参加の実現を求める意見書案に賛成します。

○議長（米田忠則） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よって、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第七号については、十番今井光子議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

○議長（米田忠則） 次に、三十四番国中憲治議員ほか六名から、平成十六年度議案、議第四十九号「奈良県議会議員の定数、選挙区及び選挙区別定数に関する条例の一部を改正する条例」についての議案が提出されましたので、これを議題とします。

議案はお手元に配布しておりますので、ご了承願います。

三十五番秋本登志嗣議員に提案理由の説明を求めます。――三十五番秋本登志嗣議員。

◆三十五番（秋本登志嗣）（登壇）ただいま上程されました、奈良県議会議員の定数、選挙区及び選挙区別定数に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案者七名を代表いたしまして、提案理由を説明いたします。

さきの二月定例県議会において、北葛城郡新庄町及び當麻町を廃し、その区域をもって葛城市を設置する議案の議決をいたしました。議決後、知事から葛城市設置の決定をした旨総務大臣に届け出が行われ、これを受けて、平成十六年三月十二日に官報に告示され、同年十月一日に葛城市が設置されることとなったところであります。

これに伴い、奈良県議会議員の選挙区について、現在の「北葛城郡北部」選挙区を「北葛城郡」選挙区に、「北葛城郡南部」選挙区を「葛城市」選挙区に改めることとしたものであります。

また、葛城市の設置により、一つの郡の区域が他の郡市の区域により分断されることがなくなりますので、当該選挙区について定めました公職選挙法第十五条第四項の規定の適用を削除することとしたものであります。

なお、今回の条例改正につきましては、葛城市が設置されます平成十六年十月一日から施行することといたしたく提案した次第であります。

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（米田忠則） お諮りします。

本案については、質疑、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起る）

ご異議がないものと認めます。

お諮りします。

本案については、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起る）

ご異議がないものと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長（米田忠則） 次に、四十三番服部恵竜議員ほか十名から、平成十六年度議案、議第五十号「奈良県議会議員の政治倫理に関する条例」についての議案が提出されましたので、これを議題とします。

議案はお手元に配布しておりますので、ご了承願います。

四十三番服部恵竜議員に提案理由の説明を求めます。――四十三番服部恵竜議員。

◆四十三番（服部恵竜）（登壇）ただいま上程されました奈良県議会議員の政治倫理に関する条例案につきまして、提案者十一名を代表いたしまして提案理由をご説明申し上げます。

最近、国、地方を問わず議員の不祥事が相次いで起こり、政治に対する不信を招き、国民、県民の政治に対する信頼を著しく失墜させる事態となっております。

我々県会議員は、県民の信託を受けた代表者であることを自覚し、奈良県議会の権威と名誉を守るため、みずからが真摯に、かつ誠実に政治倫理の確立に取り組む決意を県民にお示しすることが必要であります。

このため、昨年六月に奈良県議会政治倫理検討委員会が設置され、全会派が一致した条例案を提案できるよう協議・調整を重ねてまいりました結果、本日ここに提案するに至ったものであります。

さて、本条例の骨子は、県民の信託を受けた議員の責務及び県が行う許認可等の処分や県等が締結する建設工事、物品購入契約等への働きかけの禁止、批判を受けるような寄附の授受の禁止、さらに、県等に対し請負を行う企業への役員の就任禁止など、七項目の遵守すべき行為規範を定めるとともに、疑惑が生じた場合の議員の説明責任及び一定の要件を満たした議員からの審査請求や審査会を設置するものであります。

なお、本条例は、今年七月一日から施行することといたしたく提案した次第であります。

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（米田忠則） 議案については、質疑、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認めます。

お諮りします。

本案については、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長（米田忠則） しばらく休憩します。

△午後一時五十分休憩

△午後四時十九分再開

○議長（米田忠則） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議事審議の都合により、副議長と交代します。

（副議長国中憲治、議長米田忠則にかわり議長席に着く）

○副議長（国中憲治） 次に、三十八番米田忠則議員から議長の辞職願が提出されましたので、この許可の件を議題とします。

お諮りします。

三十八番米田忠則議員の議長辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認めます。

よって、米田忠則議員の議長辞職は、許可することに決しました。

次に、米田忠則議員のごあいさつがあります。

◆三十八番（米田忠則）（登壇）議長を辞任するに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

私、昨年の五月臨時県議会におきまして、多数の議員各位のご推挙により議長の要職につかせていただき、この間、議員の皆様方をはじめ理事者の皆様方の温かいご支援、ご協力を賜り、微力ではございましたが、その大任を果たすことができましたこと、心から厚くお礼を申し上げます。

今後とも県勢発展のため努力してまいりたいと存じますので、これまで同様、ご指導、ご鞭撻をお願い申し上げ、簡単ではございますが、辞任のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（国中憲治） ただいまより議長選挙を行います。

なお、選挙の方法は、投票によることとします。

次に、会議規則第二十四条の規定により、議場の出入口を閉鎖します。

（議場閉鎖）

なお、ただいまの出席議員数は四十七人であります。

次に、投票点検のため、

四番	奥山博康議員
三十一番	田尻 匠議員
四十五番	山本保幸議員

の三人を立会人に指名します。

被指名人にご異議はないものと認めます。

次に、投票用紙を配布します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

（投票用紙配布）

投票用紙の配布漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、投票箱を点検します。

（投票箱点検）

異常なしと認めます。

これより投票に移ります。

まず、立会人の方からご投票願います。

（立会人投票）

次に、一番浅川清仁議員から、順次ご投票願います。

(各員投票)

投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって投票を終了します。

次に、投票を点検します。

立会人に点検を願います。

(投票点検)

投票人員四十七人、投票総数四十七票、符合しております。

開票します。

(開票)

開票の結果を報告します。

米田忠則議員 四十四票

山村幸穂議員 三票

以上のとおり、米田忠則議員が議長に当選されました。(拍手)

これをもって議長選挙を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

次に、ただいまご当選の米田忠則議員から就任のごあいさつがあります。

◆三十八番(米田忠則) (登壇) 議長就任に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

このたび、多数の議員各位のご支持により、議長に選出いただき、謹んで厚くお礼を申し上げます。誠に光栄に存じますとともに、職責の重大さに身の引き締まる思いでございます。

この上は、微力ではございますが、県政の進展と円滑な議会運営のため最善の努力をしてまいり所存ですので、議員の皆様方並びに知事はじめ理事者の皆様方には何とぞ格別のご指導とご鞭撻を賜りますよう心よりお願いを申し上げまして、就任のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

(議長米田忠則、副議長国中憲治にかわり議長席に着く)

○議長(米田忠則) 次に、三十四番国中憲治議員から副議長の辞職願が提出されましたので、この許可の件を議題とします。

お諮りします。

三十四番国中憲治議員の副議長辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認めます。

よって、国中憲治議員の副議長辞職は、許可することに決しました。

次に、国中憲治議員のごあいさつがあります。

◆三十四番（国中憲治）（登壇）副議長辞任に際しまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

昨年の五月臨時県議会におきまして、多数の議員の皆様のご推挙を賜り、副議長に選出いただきました。以来今日まで、議員の皆様方の温かいご指導とご鞭撻を賜り、また、知事はじめ関係各位のご協力を賜り、副議長の重責を果たすことができましたこと、心より厚く御礼申し上げます。

簡単でございますが、辞任のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（米田忠則） ただいまより副議長選挙を行います。

なお、選挙の方法は、投票によることとします。

次に、会議規則第二十四条の規定により、議場の出入口を閉鎖します。

（議場閉鎖）

なお、ただいまの出席議員数は四十七人であります。

次に、投票点検のため、

四番	奥山博康議員
三十一番	田尻 匠議員
四十五番	山本保幸議員

の三人を立会人に指名します。

被指名人にご異議はないものと認めます。

次に、投票用紙を配布します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

（投票用紙配布）

投票用紙の配布漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、投票箱を点検します。

（投票箱点検）

異常なしと認めます。

これより投票に移ります。

まず、立会人の方からご投票願います。

（立会人投票）

次に、一番浅川清仁議員から、順次ご投票願います。

（各員投票）

投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって投票を終了します。

次に、投票を点検します。

立会人に点検を願います。

(投票点検)

投票人員四十七人、投票総数四十七票、符合しております。

開票します。

(開票)

開票の結果を報告します。

吉川隆志議員 四十四票

今井光子議員 三票

以上のとおり、吉川隆志議員が副議長に当選されました。(拍手)

これをもって副議長選挙を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

次に、ただいまご当選の吉川隆志議員から就任のごあいさつがあります。(拍手)

◆二十九番(吉川隆志) (登壇) 副議長就任に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

ただいま多数の議員の皆様のご支援により副議長に選任いただきましたこと、身に余る光栄であり、心より感謝を申し上げます。

この上は、微力でございますが、議長の補佐役として、奈良県政の進展のために全力で任務に精励してまいり所存でございますので、何とぞ皆様のご格別のご指導とご協力を心からお願いを申し上げまして、就任のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○議長(米田忠則) 次に、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の委員長、副委員長及び委員から、それぞれ辞職願が提出されておりますので、この許可の件を議題とします。

お諮りします。

各委員長、副委員長及び委員の辞職は、これを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認め、さように決めます。

○議長(米田忠則) 次に、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の委員長、副委員長及び委員の選任を議題とします。

お諮りします。

この選任については、議長からの指名推選の方法により指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決めます。

よって、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の委員長、副委員長及び委員は、お手元に配布の委員会名簿のとおり指名します。

被指名人にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認めます。

よって、それぞれ指名のとおり選任されました。

委員会名簿

委員会名

委員長

副委員長

委員

常任委員会

総務警察委員会

萩田義雄

安井宏一

田中惟允

山村幸穂

神田加津代

辻本黎士

田尻 匠

大保親治

松井正剛

服部恵竜

厚生委員会

山本保幸

小泉米造
田中美智子
山本進章
畠 真夕美
高柳忠夫
吉川隆志
國中憲治
飯田 正

經濟労働委員会

小林 喬
上田 悟
浅川清仁
菅野泰功
今井光子
中野雅史
吉川政重
井岡正徳
川口正志

建設委員会

岩田国夫
森下 豊
上村庄三郎
笹尾保博
粒谷友示
鍵田忠兵衛
丸野智彦
新谷紘一
山下 力
中村 昭

文教委員会

奥山博康

藤本昭広

上松正知

中辻寿喜

岩城 明

秋本登志嗣

米田忠則

出口武男

梶川虔二

議会運営委員会

秋本登志嗣

菅野泰功

浅川清仁

上田 悟

安井宏一

辻本黎士

岩城 明

松井正剛

新谷紘一

中村 昭

梶川虔二

特別委員会

国際文化観光・学研都市推進対策特別委員会

高柳忠夫

畠 真夕美

田中美智子

上田 悟

山本進章

粒谷友示
鍵田忠兵衛
大保親治
山本保幸

少子・高齢化社会対策特別委員会

田中惟允
神田加津代
今井光子
中野雅史
辻本黎士
岩城 明
小泉米造
服部恵竜
梶川虔二

幹線交通対策特別委員会

中辻寿喜
田尻 匠
菅野泰功
奥山博康
荻田義雄
井岡正徳
秋本登志嗣
松井正剛
小林 喬
川口正志

過疎地・水資源等対策特別委員会

国中憲治
笹尾保博

浅川清仁
森下 豊
上松正知
吉川政重
岩田国夫
飯田 正
新谷紘一

環境・廃棄物対策特別委員会

中村 昭
上村庄三郎
藤本昭広
山村幸穂
安井宏一
丸野智彦
吉川隆志
出口武男
山下 力

○議長（米田忠則） 次に、議会運営委員会の閉会中の審査事件についてお諮りします。

このことについては、お手元に配布しております審査事件案のとおり議会運営委員会に閉会中の審査を付託することとし、その期間は新たに議会運営委員会が構成されるまでとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決めます。

議会運営委員会の閉会中審査事件（案）

- 一 議会の運営に関する事項について
- 二 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項について
- 三 議長の諮問に関する事項について

○議長（米田忠則） 次に、本日、知事から議案二件が提出されました。
議案送付文の写し並びに議案をお手元に配布しておりますので、ご了承願います。

財第七十九号

平成十六年六月二十二日

奈良県議会議長殿

奈良県知事 柿本善也

議案の提出について

議第五一号 収用委員会の委員の任命について

議第五二号 監査委員の選任について

以上のとおり提出します。

議第五十一号

収用委員会の委員の任命について

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第五十二条第三項の規定により、下記の者を委員に任命したいので、その同意を求める。

平成十六年六月二十二日提出

奈良県知事 柿本善也

記

委員 中本 勝

予備委員 以呂免義雄

議第五十二号

監査委員の選任について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、下記の者を委員に選任したいので、その同意を求める。

平成十六年六月二十二日提出

奈良県知事 柿本善也

記

山本進章

中野雅史

○議長（米田忠則） 次に、平成十六年度議案、議第五十一号及び議第五十二号を議題とします。

議案については、知事の提案理由説明、質疑、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認めます。

なお、採決については議案ごとに行います。

まず、議第五十一号「収用委員会の委員の任命について」お諮りします。

本案については、原案に同意することに決してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認め、本案はこれに同意することに決しました。

次に、議第五十二号「監査委員の選任について」お諮りします。

本案については、原案に同意することに決してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認め、本案はこれに同意することに決しました。

○議長（米田忠則） 次に、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

本件については、会議規則第九十四条の規定により、お手元に配布のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認め、さように決めます。

議員派遣の件

平成十六年六月二十二日

次のとおり議員を派遣します。

一 アジア・豪州行政調査派遣

(一) 目的

本県の重要課題のうち、高齢者福祉、キャリア教育、英語教育等について、アジア・豪州の先進事例を調査し、県政の推進と県民の福祉の向上に資する。

(二) 場所

オーストラリア、マレーシア、シンガポール

(三) 期間

平成十六年八月二十二日（日）～八月二十九日（日）までの八日間

(四) 参加者

浅川清仁 上村庄三郎 奥山博康

神田加津代 井岡正徳

二 欧州行政調査派遣

(一) 目的

本県の重要課題のうち、世界遺産の保存、高齢者福祉、環境リサイクル問題、地方議会制度、危機管理等について、欧州の先進事例を調査し、県政の推進と県民の福祉の向上に資する。

(二) 場所

スペイン、ポルトガル、イタリア

(三) 期間

平成十六年八月二十四日（火）～九月二日（木）までの十日間

(四) 参加者

岩田国夫 大保親治 國中憲治 山本保幸
中村昭 梶川虔二 川口正志

○議長（米田忠則） 以上をもって、今期議会に付議されました議案は、継続審査となった請願一件を除き、すべて議了しました。

よって、本日の会議を閉じます。

○議長（米田忠則） これをもって、平成十六年六月第二百七十一回奈良県議会定例会を閉会します。

△閉会式

○議長（米田忠則） （登壇）六月定例県議会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

六月十日の開会以来本日まで、議員各位におかれましては、議員提案に係る条例案を含め、議案及び県政の諸課題を終始熱心に調査、審議いただき、上程されました議案は、継続審査となった請願一件を除き、すべて滞りなく議了し、ここに閉会の運びとなりましたことは、誠にご同慶にたえません。議員各位のご協力のたまものと深く感謝を申し上げる次第です。

知事をはじめ理事者各位に対しましては、議会審議に寄せられました真摯な態度に心から敬意を表しますとともに、審議の過程において議員各位から述べられました意見、要望につきましては、十分尊重され、今後の県政の執行に反映されますよう望むものであります。

皆様方におかれましては、時節柄お体を一層ご自愛いただき、県勢発展のためにさらなるご活躍を賜りますようお願いを申し上げます。

終わりになりましたが、会期中における報道関係者各位のご協力に対し厚くお礼を申し上げ、閉会のごあいさつといたします。ありがとうございました。（拍手）

◎知事（柿本善也）（登壇）六月定例県議会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る六月十日に開会されましたこのたびの定例県議会におきましては、条例の改正、市町村負担金の徴収、その他の案件につきましてご審議をいただき、いずれも原案どおりご議決またはご承認いただきまして、本日ここに閉会の運びに至りましたことは、県政のため誠にご同慶にたえないところでございます。

会期中、議員各位より賜りましたご意見、ご提言等につきましては、ただいま議長からお述べいただきましたが、これを尊重いたしまして、今後の県政運営に遺憾のないよう努めてまいる所存でございます。

なお、このたびの議会におきましては、正副議長はじめ常任・特別委員長など役員の改選を終えられ、ここに新しい県議会の体制を整えられましたことは、誠にご同慶に存ずる次第でございます。

議員各位におかれましては、ご健康にご留意いただき、今後とも県勢発展のため一層のご活躍をいただきますようお願い申し上げます。閉会のごあいさつといたします。ありがとうございました。

△午後四時五十八分閉会

地方自治法第二百三十三条第二項の規定により署名する。

奈良県議会議長	米田忠則
同 副議長	吉川隆志
署名議員	吉川政重
署名議員	高柳忠夫
署名議員	井岡正徳